

令和9年度 保育所入所のしおり

保育所

認定こども園 長時部

小規模保育所

家庭的保育室

事業所内保育所

●令和9年4月入所の受付

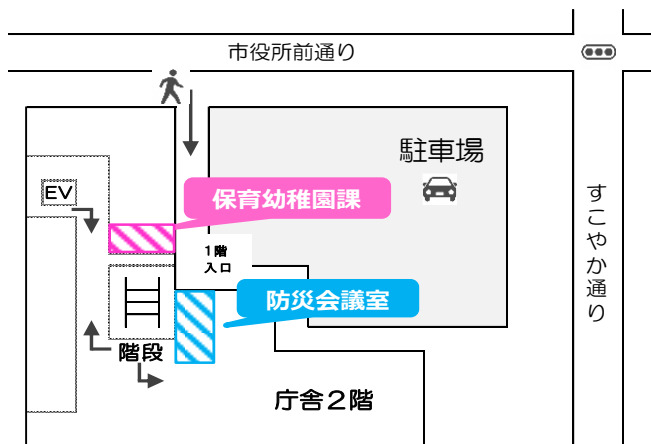
	期間	場所	時間	決定時期
第1回	令和8年10月13日（火）から 10月23日（金）まで	守山市役所 保育幼稚園課	午前9時00分から 午後4時45分まで	令和8年12月下旬
	令和8年10月18日（日）	守山市役所 防災会議室	午前10時00分から 午後2時00分まで	
第2回	令和8年12月7日（月）から 12月28日（月）まで	守山市役所 保育幼稚園課	午前9時00分から 午後4時45分まで	令和9年2月上旬
第3回	令和9年1月18日（月）から 2月5日（金）まで			令和9年3月上旬

※10月18日（日）以外は、上記期間の平日のみ受付を行います。

●令和9年度途中入所の受付

期間	場所	時間	決定時期
入所希望月の3ヶ月前から 2ヶ月前の末日まで	守山市役所 保育幼稚園課	午前9時00分から 午後4時45分まで	入所希望月の 前月20日頃

※上記期間の平日のみ受付を行います。



守山市役所
こども家庭部 保育幼稚園課
守山市吉身二丁目5番22号
☎ 077-582-1129（直通）

MAP



守山市内保育施設の基本情報①

令和8年6月現在

区分	マップ 番号	施設 コード	施 設 名	所 在 地	TEL	定員	令和9年度新規受入予定人数目安（名） ※通園や園の受入体制により変動します						運営者		
							0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児			
公 立	①	0	1	守山保育園	勝部一丁目14-27	582-2349	110名	3	8	4	4	若干名	守山市		
	②	0	2	吉身保育園	吉身二丁目6-61	582-4711	150名	9	6	8	若干名		社会福祉法人 洛和福祉会 （指定管理者）		
	③	0	3	浮気保育園	浮気町321-2	583-2790	150名	6	9	0	0	若干名	守山市		
	④	0	4	認定こども園守山幼稚園	勝部一丁目13-1	582-2165	75名				20	若干名			
	⑤	0	5	玉津こども園	赤野井町39-3	585-0202	165名	3	13	4	20	若干名			
	⑥	0	6	小津こども園	欲賀町879	585-3666 585-0226	135名	3	9	2	23	若干名			
	⑦	0	7	中洲こども園	幸津川町1406	585-2454	65名	3	5	0	若干名		社会福祉法人 洛和福祉会 （指定管理者）		
	⑧	0	8	よしみ乳児保育園	吉身二丁目5-9	514-0280	55名	3	18	4					
私 立	⑨	0	9	ひなぎくこども園	今浜町20	585-1177	215名	5	7	0	15	若干名	社会福祉法人 むつみ会		
	⑩	1	0	はすねだこども園	川田町1372-2	583-5230	180名	3	7	0	20	若干名	社会福祉法人 あけぼの会		
	⑪	1	1	カナリヤ保育園	本園 守山二丁目1-23	583-5460	280名	10	35	7	1	若干名	社会福祉法人 友愛		
	⑫			本園・分園を個別に選択 することはできません。	分園 梅田町5-1-201		20名								
	⑬	1	3	若鮎こども園	下之郷町565-1	583-7860	120名	9	10	2	3	若干名	社会福祉法人 守山向日葵会		
	⑭	1	4	速野カナリヤこども園	木浜町1667	585-7240	70名	4	若干名			社会福祉法人 友愛			
	⑮	1	5	もりの風こども園	勝部三丁目9-15	582-8202	90名	9	7	2	若干名		学校法人 ヴォーリズ学園		
	⑯	1	6	カナリヤ第二保育園	下之郷三丁目3-2	581-8128	30名	若干名			社会福祉法人 友愛				
	⑰	1	7	ふるたか虹のはし保育園	古高町826-1	514-3888	204名	9	11	10	16	若干名	学校法人 ヴォーリズ学園		
	⑱	1	8	滋賀短期大学附属すみれ保育園	三宅町134-5	516-4230	120名	6	6	0	18	0	0	学校法人 純美禮学園	
	⑲	1	9	洛和みずのさと保育園	吉身六丁目4-5	514-2035	60名	6	2	4	若干名		社会福祉法人 洛和福祉会		
	⑳	2	0	認可保育園守山こども芸術大学	立入町251-1	075-741-7415	90名	5	5	5	若干名		学校法人 瓜生山学園		
地域型 保育所	小規模 保育所	㉑	2	1	こすもす保育園	吉身二丁目6-23	516-6225	19名	3	6	3				グロービス株式会社
		㉒	2	2	さくらっこ守山小規模保育園	守山四丁目7-20	598-6702	19名	6	3	0				社会福祉法人 ご縁会
		㉓	2	3	フェリーチェ荒見保育園	荒見町225-10	575-3592	19名	6	1	1				特定非営利活動法人 フェリーチェ
		㉔	2	4	クララ保育園	守山六丁目9-41	581-8787	19名	3	5	3				一般社団法人 クララ
		㉕	2	5	ひだまり保育園守山園	播磨田町1296-1	582-8333	19名	4	7	0				株式会社がむしやら
		㉖	2	6	みらいすこやか保育園	吉身二丁目8-16 La Soleil Levant102	514-0038	19名	2	7	1				一般社団法人 未来会
		㉗	2	7	もりやまナーサリー	吉身一丁目5-13 ミモザ千1階	514-3121	12名	2	4	0				一般社団法人 青空
		㉘	2	8	近江さくら保育園	川田町306-1	574-8825	19名	3	8	8				一般社団法人 近江のてんびん
		㉙	2	9	クララふたば保育園	守山六丁目9-41	090-1225-3285	19名	3	5	3				一般社団法人 クララ
		㉚	3	0	みらいほたる保育園	播磨田町744-5	598-6973	19名	3	5	2				一般社団法人 未来会
		㉛	3	1	フェリーチェ古高保育園	古高603-1	585-9823	19名	6	1	1				特定非営利活動法人 フェリーチェ
		㉜	3	2	守山ひよっこ保育園	守山六丁目10-72	535-9046	19名	6	5	0				社会福祉法人 まんてん
		㉝	3	3	フェリーチェ今宿保育園	今宿4-1-12-106・107	535-6954	19名	6	1	1				特定非営利活動法人 フェリーチェ
		㉞	3	4	洛和なごみ保育園	勝部一丁目16番2号 HAGCUAビル1階	582-5670	19名	5	1	2				社会福祉法人 洛和福祉会
		㉟	3	5	キッズこすもす	播磨田町1317-3	575-3997	19名	4	5	0				グロービス株式会社
	家庭 型 保育 室	㊱	3	6	すまいるるーむ	播磨田町314-1 旭ハイツ107号	516-4353	5名	3						谷野 静穂
		㊲	3	7	ぴっころ	勝部一丁目18-62 駅前コーポラス201号	509-9750	5名	2						田中 愛子
		㊳	3	8	はぐ・HUG	水保町1255-268	585-8902	5名	3						村瀬 恵子
		㊴	3	9	ななくさ	守山五丁目8-23 フォレスト仁王104号	596-3224	5名	3						森 浩子
		事業所内 保育所※	㊵	4	0	保育所かりん	立田町4135-2	599-0539	12名	2	3	0			

※事業所内保育所においても、一般の方の申し込みを受け付けています

守山市内保育施設の基本情報②

令和8年6月現在

区分	マップ 番号	施設 コード	施 設 名		入園対象年齢	開所時間(平日)	開所時間(土曜日)	一時預かり ※1	休日保育 ※3	看護師の 配置	駐車スペース ※4	
公 立	①	0 1	守山保育園		満6か月～	7:00～19:00	7:00～14:00 ※5	×	×	○	2台	
	②	0 2	吉身保育園		生後57日目～	7:00～19:00	7:00～17:00	×	×	○	7台	
	③	0 3	浮気保育園		満6か月～	7:00～19:00	7:00～14:00 ※5	×	×	○	10台	
	④	0 4	認定こども園守山幼稚園		3歳児～	7:00～19:00	7:00～14:00 ※5	×	×	○	数台	
	⑤	0 5	玉津こども園		満6か月～	7:00～19:00	7:00～14:00 ※5	×	×	○	5台	
	⑥	0 6	小津こども園		満6か月～	7:00～19:00	7:00～14:00 ※5	×	×	○	4台	
	⑦	0 7	中洲こども園		満6か月～	7:00～19:00	7:00～14:00 ※5	×	×	○	6台	
	⑧	0 8	よしみ乳児保育園		生後57日目～ (0～2歳児)	7:00～19:00	7:00～17:00	×	×	×	2台	
私 立	⑨	0 9	ひなぎくこども園		満6か月～	7:00～19:00	7:00～17:00	×	×	×	16台	
	⑩	1 0	はすねだこども園		満6か月～	7:00～19:00	7:00～17:00	×	×	×	15台	
	⑪	1 1	カナリヤ保育園	本園	満3か月～	7:00～19:00	7:00～17:00	×	×	○	17台	
	⑫			分園						×	3台	
	⑬	1 3	若鮎こども園		生後57日目～	7:00～19:00	7:30～17:00	×	×	×	18台	
	⑭	1 4	速野カナリヤこども園		満3か月～	7:00～19:00	7:00～17:00 (カナリヤ保育園にて 共同保育)	×	×	○	8台	
	⑮	1 5	もりの風こども園		満6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	×	×	×	10台	
	⑯	1 6	カナリヤ第二保育園		満3か月～	7:00～19:00	7:00～17:00 (カナリヤ保育園にて 共同保育)	×	×	×	4台	
	⑰	1 7	ふるたか虹のはし保育園		満6か月～	7:00～20:00	7:00～20:00	○	○	×	25台	
	⑱	1 8	滋賀短期大学附属すみれ保育園		満3か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	○	×	×	12台	
	⑲	1 9	洛和みずのさと保育園		生後57日目～	7:00～19:00	7:00～17:00	×	×	×	6台	
	⑳	2 0	認可保育園守山こども芸術大学		満6か月～	7:00～19:00	7:30～17:00	×	×	×	10台	
地域型 保育所	小規模 保育所	㉑	2 1	こすもす保育園		満6か月～ (0～2歳児)	7:00～19:00	8:00～17:00	×	×	○	3台
		㉒	2 2	さくらっこ守山小規模保育園		満6か月～ (0～2歳児)	7:15～19:00	7:15～18:15	×	×	×	6台
		㉓	2 3	フェリーチェ荒見保育園		満6か月～ (0～2歳児)	7:00～19:00	7:00～18:00 (フェリーチェ今宿保育園 にて共同保育)	×	×	×	4台
		㉔	2 4	クララ保育園		満6か月～ (0～2歳児)	7:00～19:00	8:30～16:30	×	×	×	10台 (クララふたば 保育園との合計)
		㉕	2 5	ひだまり保育園守山園		満6か月～ (0～2歳児)	7:00～19:00	8:30～17:30	×	×	×	5台
		㉖	2 6	みらいすこやか保育園		満6か月～ (0～2歳児)	7:00～19:00	7:00～18:00	○ (※2)	×	×	7台
		㉗	2 7	もりやまナーサリー		満6か月～ (0～2歳児)	7:00～19:00	7:30～18:30	×	×	×	1台
		㉘	2 8	近江さくら保育園		満6か月～ (0～2歳児)	7:00～19:00	7:00～19:00	○ (※2)	×	×	3台
		㉙	2 9	クララふたば保育園		満6か月～ (0～2歳児)	7:00～19:00	7:00～19:00	×	×	×	10台 (クララ保育園 との合計)
		㉚	3 0	みらいほたる保育園		満6か月～ (0～2歳児)	7:00～19:00	7:00～18:00	○ (※2)	×	○	6台
		㉛	3 1	フェリーチェ古高保育園		満6か月～ (0～2歳児)	7:00～19:00	7:00～18:00 (フェリーチェ今宿保育園 にて共同保育)	×	×	×	7台
		㉜	3 2	守山ひよっこ保育園		満6か月～ (0～2歳児)	7:00～19:00	7:00～18:00	○ (※2)	×	×	5台
		㉝	3 3	フェリーチェ今宿保育園		満6か月～ (0～2歳児)	7:00～19:00	7:00～18:00	×	×	×	27台 (他店舗と共有)
		㉞	3 4	洛和なごみ保育園		生後57日目～	7:00～19:00	7:00～17:00	×	×	×	4台 (他店舗と共有)
		㉟	3 5	キッズこすもす		満6か月～ (0～2歳児)	7:00～19:00	8:00～17:00	×	×	○	5台
	家庭的 保育室	㊱	3 6	すまいるーむ		満6か月～ (0～2歳児)	8:00～18:00	(土曜保育なし)	○ (※2)	×	×	3台
		㊲	3 7	ぴっころ		満6か月～ (0～2歳児)	8:00～18:00	(土曜保育なし)	○ (※2)	×	×	2台
		㊳	3 8	はぐ・HUG		満6か月～ (0～2歳児)	8:00～18:00	(土曜保育なし)	○ (※2)	×	×	2台
		㊴	3 9	ななくさ		満6か月～ (0～2歳児)	8:00～18:00	(土曜保育なし)	○ (※2)	×	×	2台
	事業所 内保育所	㊵	4 0	保育所かりん		満6か月～ (0～2歳児)	7:00～19:00	8:30～16:30	×	×	×	6台

上記の内容については、変更となる場合がありますので、ご利用前に各施設にご確認ください。

※1 一時預かりの利用対象者は、未就園児のお子様です。サービスの詳細は、本しおりの「2 (4) 様々な保育サービスについて」をご参照ください。

※2 余裕活用型の一時預かりになりますので、利用定員に空きがある場合のみ利用可能です。

※3 休日保育の利用対象者は、上記保育所等に在園されている方です。サービスの詳細は、本しおりの「2 (4) 様々な保育サービスについて」をご参照ください。

※4 送迎時の駐車スペースや利用ルールは各施設により異なります。詳細は、各施設にご確認ください。

※5 公立園(吉身保育園・よしみ乳児保育園を除く)の土曜日保育については2園(守山保育園・玉津こども園)に集約したうえでの共同保育を実施しています。本しおりの「2 (4) 様々な保育サービスについて」をご参照ください。

令和9年度クラス編成

令和9年度におけるクラス編成は下表のとおりです。

クラス	該当する生年月日
0歳児	令和8年4月2日以降生まれ
1歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日生まれ
2歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日生まれ
3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ
4歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ
5歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ

※令和9年4月1日現在の年齢となるため、誕生日を迎えてもクラスの変更はありません。

各園の紹介

保育目標、園の特色、主な行事予定等を記載した
各園の紹介ページを市ホームページにて公開しています。
入所申込みをする際にご活用ください。



市ホームページ
～各園の紹介～

<<https://www.city.moriyama.lg.jp/kosodatekyouiku/kodomoshisetsu/1002259/1015367.html>>

目次

1 保育所等の入所などに関わる制度について	04
2 保育所等について	06
3 入所手続きについて	15
4 認定および入所選考について	18
5 広域入所について	21
6 年度途中の入所について	22
7 保育料・給食費について	23
8 転園について	24
9 退所について	24
10 相談窓口について	24
11 よくあるご質問	25
守山市保育所入所審査基準表	26
守山市保育料徴収基準表	27
記入例	28
企業主導型保育施設のご紹介	31

1. 保育所等の入所などに関わる制度について（子ども・子育て支援新制度）

（1）施設の種類

区分	概要	対象年齢
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための 幼児期の教育を行う施設	3歳児～5歳児
保育所	就労などのため家庭で保育できない保護者 に代わって保育・教育を行う施設	0歳児～5歳児 (一部0歳児～2歳児の施設あり)
認定こども園	保育所と幼稚園の機能を併せもち、保育・ 教育を一体的に行う施設	0歳児～5歳児 (一部3歳児～5歳児の施設あり)
地域型保育 (家庭的保育など)	少人数（19人以下）で0歳から2歳の 子どもの保育・教育を行う施設	0歳児～2歳児

（2）保育の必要性の認定

保育所、幼稚園、認定こども園等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた市の認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
教育標準時間認定 (1号認定)	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園 認定こども園（短時部）
満3歳以上・保育認定 (2号認定)	満3歳以上で保護者の就労等により、 保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園（長時部）
満3歳未満・保育認定 (3号認定)	満3歳未満で保護者の就労等により、 保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園（長時部） 地域型保育（家庭的保育など）

（3）保育所の入所要件

保育所に入所できるのは、原則、守山市に住民登録している児童で、児童の保護者・同居の親族が次のような事由により児童を家庭で保育することが困難な場合です。

- 1 保護者が働いている場合 【1日4時間以上かつ月15日以上】
- 2 居宅内で子どもと離れて家事以外の労働をする場合 【1日4時間以上かつ月15日以上】
- 3 母親が出産予定日前6か月以内であるか、産後6か月を経過していない場合
- 4 保護者が疾病等の状態にある場合、その全治するまでの期間
- 5 保護者が心身に障害等がある場合
- 6 保護者が同居家族（長期入院している家族を含む）を常時介護・看護している場合【1日4時間以上かつ週4日以上】
- 7 災害の復旧に当たっている場合
- 8 求職活動を継続的に行っている場合（入所後、60日以内に就労することが必要）
- 9 卒業後の就労を目的として大学や職業訓練校等に就学している場合【1日4時間以上かつ月15日以上】
- 10 虐待やDVのおそれがある場合
- 11 育児休業を取得し、兄姉が継続入所する場合
- 12 その他、入所が必要であると福祉事務所長が認める場合

● 注意事項

- ・入所要件に該当しなくなった場合は、入所の決定を受けた期間であっても、退所となります。
- ・育児休業中は「働いている場合」には該当しません。
- ・「11 育児休業を取得し、兄弟が継続入所する場合」の要件は、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合に適用されるものです。（「就労」の入所要件で在園中の児童は、育児休業の対象の子が満1歳に達する日の属する月の末日まで継続入所できます。なお、5歳児の場合は、1年以上継続入所ができます。）
- ・「下の子の保育に手がかかるから」、「集団生活になれさせるため」、「友達がいないため」、「遊ぶ場所がないため」などの理由では入所できません。

（４）保育の必要量

● 「保育標準時間」と「保育短時間」

- ・教育・保育給付認定において2号認定・3号認定を受ける方は、保育を受けられる時間（保育の必要量）によって、更に「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。
- ・区分によって利用できる時間が異なり、利用者負担額（保育料）も異なります。
- ・保育の開始・終了時間は、園であらかじめ設定されます（8ページの保育時間を参照）。
- ・それぞれの利用可能時間を超えて、園を利用された場合には、別途延長保育料がかかります。

保育の必要量の区分	利用可能時間
保育標準時間	11 時間/日
保育短時間	8時間/日

● 保育を必要とする事由ごとの保育必要量

保育を必要とする事由	保育の必要量
就労・就学（原則 月 120 時間以上）	保育標準時間
就労・就学（原則 月 60 時間以上 120 時間未満）	保育短時間
妊娠・出産（産前 6 か月の月初～産後 8 週の月末）、災害復旧、虐待・DV	保育標準時間
疾病・障害、介護・看護（入院、常時臥床等の重度）	保育標準時間
疾病・障害、介護・看護（上記以外）	保育短時間
求職活動、その他（産後 8 週の翌月～6 か月の月末）、育児休業中	保育短時間



2. 保育所等について

(1) 各施設区分による特色

- 保育所とは **対象年齢** 0歳児～5歳児（乳児保育園は0歳児～2歳児）



保育所は、保護者が働いている、病気の状態にあるなどのために、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設です。

保育所は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活の大半を過ごすところです。保育所における保育の基本は、家庭や地域社会と連携を図り、保護者と共に保育を行うところにあります。子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができ、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることで、健全な心身の発達を図っています。

そのために、子どもの状況や発達過程を踏まえ、環境を通して、養護と教育を一体的に行うことで、豊かな人間性を育成するところに保育所における保育の特性があります。（保育所保育指針より）

また、子どもを取り巻く環境の変化に対応して、保育所は地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を担っています。

- 小規模保育所とは **対象年齢** 0歳児～2歳児



乳幼児 19 名以下の保育施設です。施設は、設備や運営基準を満たし、市の認可を受けています。

- 家庭的保育室とは **対象年齢** 0歳児～2歳児



家庭的保育室は、市の認定を受けた家庭的保育者が自宅等を活用して保育を実施する施設です。児童の保育にあたる家庭的保育者は、保育士または保育士と同等以上の知識経験を有する方で、県や市の研修を修了した方です。施設は、設備や運営基準を満たし、市の認可を受けています。

家庭的な雰囲気の中で、少人数を保育することにより児童の個性に合わせた保育ができることが特徴です。

※ 入所児童と3親等以内の親族関係にある家庭的保育者・家庭的保育補助者がいる家庭的保育室には入所いただくことはできません。

※ 職員配置の都合上、特別な支援が必要となる場合には、家庭的保育室には原則入所いただくことはできません。

- 事業所内保育所とは **対象年齢** 0歳児～2歳児



会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。施設は、設備や運営基準を満たし、市の認可を受けています。

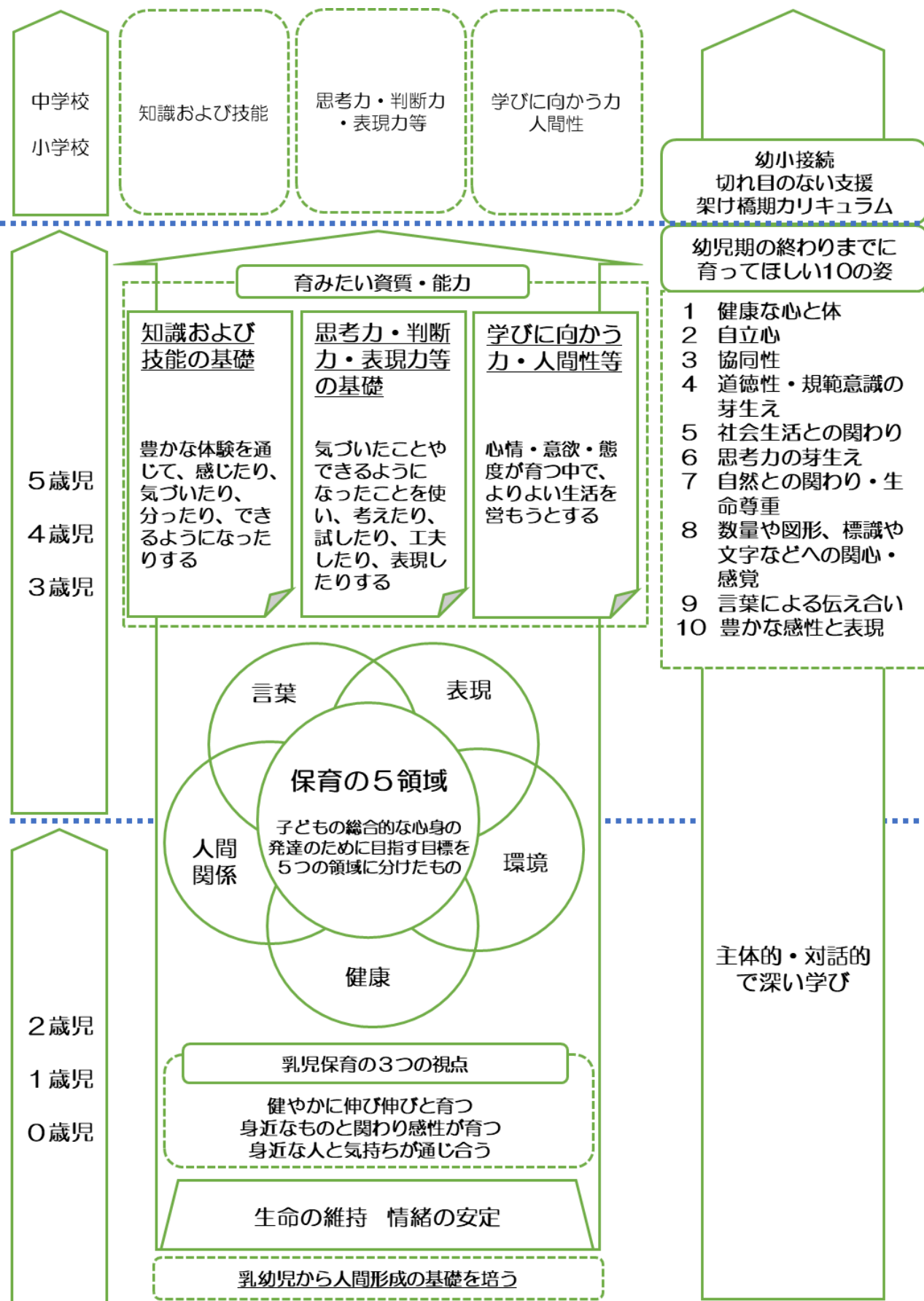
【2歳児までを受入対象としている施設の3歳児以降の取り扱いについて】

2歳児までを受入対象としている施設における3歳児以降は、原則、3歳児以降も受入可能な市内認可保育所または認定こども園（長時部）に入所いただくことになります。

その際には、入所継続児として優先いたしますが、必ずしもご希望の保育所等に入所していただけるとは限りません。

また、併せて、就労等の状況に応じて幼稚園・こども園（短時部）への入園もご検討ください。

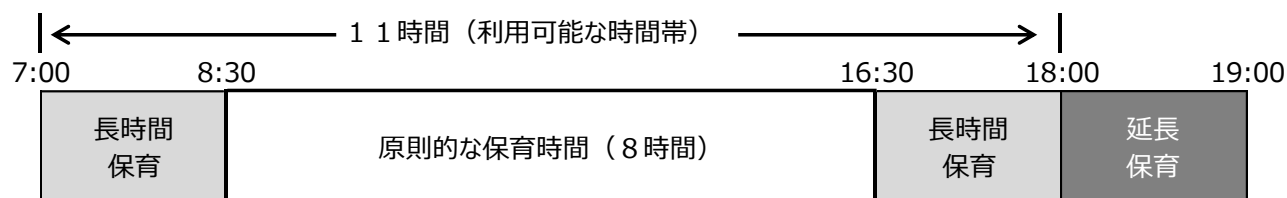




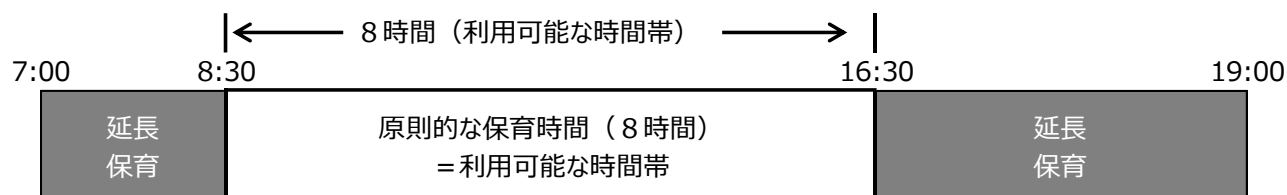
(2) 保育時間について

原則として、保育時間は下記の時間内で保護者が育児できない時間に限ります。
「保育標準時間」と「保育短時間」では、利用できる時間および利用者負担額（保育料）が異なります。

● 保育標準時間 対象：月 120 時間以上の就労等



● 保育短時間 対象：月 60 時間以上 120 時間未満の就労等



● 注意事項

- ・上記の保育時間は、一般的な保育所の例です。開所時間等は、本しおりの「守山市内保育施設の基本情報②」（2ページ）でご確認ください。
- ・保護者やご家族の方の仕事等がお休みの場合は、家庭での保育にご協力ください。
- ・休園日は、日曜日（家庭的保育室は土曜日も）、国民の祝日および年末年始としています。
- ・台風等で警報が発令された時や伝染病が発生した場合は休園することがあります。
- ・年度初めや年度末、お盆などは家庭での保育にご協力ください。（園からお知らせします。）

● 保育所等の円滑な運営にご協力ください

保育所等は、保護者の方の就労等により家庭での保育が難しいお子様をお預かりする施設です。家庭で保育ができるときは、家庭でお子様と過ごす時間を大切にしましょう。保育所等の円滑な運営にご協力いただくことで、保育所等で過ごすお子さまに、より安全で安心した保育を提供することができます。そのために以下のことをお願いいたします。

- ・早めのお迎えにご協力ください。保育必要量に応じた利用時間内であっても、家庭で一緒に過ごせるときは、早めのお迎えをお願いします。
- ・家庭で保育ができるときは、自宅等での保育にご協力ください。特に土曜日については職員体制が平日と異なる場合があります。どうしても必要な場合のみのご利用にご協力ください。
- ・保育所等を休む場合や遅刻する場合、必ず連絡してください。
- ・月の初日に籍がある場合は、その月全て欠席した場合でも保育料等は発生します。
- ・発熱や嘔吐をした翌日は体調が十分に回復していないため、大事をとって休養されることを推奨します。発熱した場合、解熱後 24 時間経過するまでは家庭で様子を見る等のご協力をお願いします。

(3) 給食について

給食は、単に空腹を満たし栄養を補給するだけでなく、生活リズムを整え、食べることの大切さを学び、子どもの成長を支える大切な時間です。各施設、安心・安全でおいしい給食の提供に努めています。

- ・ 給食は昼食とおやつの提供を行っています。
- ・ 食物アレルギーのあるお子様は、医師の診断のもと、集団給食の中で可能な範囲で除去食等の対応を行います。対応内容については各施設にご確認ください。
- ・ 給食で提供できるのは、ご家庭で食べたことのある食材だけです。給食が始まるまでに、いろいろな食材を経験しておくようにしてください。
- ・ 施設により異なりますが、行事や園外保育等により、お弁当の日があります。



(4) 様々な保育サービスについて

● 低年齢児保育

- ・ 産休明け保育 産後休暇明けの57日目より受け入れます。

【対象園】

(生後57日目～) 吉身保育園・若鮎こども園・洛和みずのさと保育園・よしみ乳児保育園・洛和なごみ保育園
(満3か月～) カナリヤ保育園・カナリヤ第二保育園・速野カナリヤこども園・滋賀短期大学附属すみれ保育園

- ・ 育休明け保育 育児休暇明け(6か月)の乳児を受け入れます。

【対象園】

認定こども園守山幼稚園を除く市内保育所・こども園等全園

● 障害児保育

保護者の就労等により障害児の保育ができない場合、障害児保育をします。

(ただし、障害の程度により、受け入れできない場合があります。)

● 長時間保育(保育標準時間認定の利用者のみ)

保護者の就労時間等で保育が必要な場合、午後6時まで長時間保育をします。

【利用方法】入所後に利用施設に直接申込

【保育料】不要(保育標準時間認定の場合)

● 延長保育

保護者の就労時間等で保育が必要な場合、最大午後7時(一部午後8時)まで延長保育をします。

※ 最大利用時間は、各施設により異なります。「守山市内保育施設の基本情報②」(2ページ)をご参照ください。

【利用方法】入所後に利用施設に直接申込

【保育料】12ページ参照

● 土曜日保育

土曜日に就労等で保育ができない場合、ご利用いただけます。

【実施園】（公立園）2園に集約し共同保育を実施しています。

在籍園		集約園
守山保育園 守山幼稚園 浮気保育園	⇒	守山保育園
小津こども園 玉津こども園 中洲こども園	⇒	玉津こども園

（私立園）施設により実施時間・実施場所が異なります。詳細については「守山市内保育施設の基本情報②」（2ページ）または各園紹介ページをご参照ください。

【利用方法】（公立園）入所後に在籍園に直接お申し込みください。

（私立園）実施園に直接お問い合わせください。

● 休日保育

日曜・祝日に就労等で保育が必要な場合、ご利用いただけます。

【対象者】下記の（ア）～（ウ）の全てに該当する乳幼児

（ア） 守山市において保育認定（2号または3号）を受けていること。

（イ） 市内在住で、認可保育所、認定こども園（長時部）、小規模保育所、家庭的保育室、事業所内保育所に通園していること。

（ウ） 両親ともに常態的に日曜・祝日に就労していること。

【実施園】ふるたか虹のはし保育園

【利用方法】実施園へ直接申込（※ 事前登録が必要）

【保育料】 不要

● 病児・病後児保育

保育所等や幼稚園に通園している病気回復期にある児童を、保護者の就労などの事情で保育できない場合に、看護師・保育士が連携して、保育をします。

【実施園】病児病後児保育園「ハーティ」オリーブ守山保育園

【利用方法】実施園へ直接申込（※ 事前登録が必要）

【保育料】 別途必要

● 一時預かり

月何回かの通院や不定期の就労、その他の私的な事情により、保育が必要な場合に1時間単位で保育をします。ただし、認可保育所、認定こども園（長時部）、小規模保育所、家庭的保育室、事業所内保育所に通園していない乳幼児に限ります。

※地域子育て支援拠点施設mamocco（まもっこ）のみ、上記の保育施設に加えて、幼稚園・認定こども園（短時部）に通園していない乳幼児に限ります。

【実施園】（一般型） ふるたか虹のはし保育園、滋賀短期大学附属すみれ保育園、
地域子育て支援拠点施設mamocco（まもっこ）
（余裕活用型）すまいるるーむ、ぴっころ、はぐ・HUG、ななくさ、近江さくら保育園、
守山ひよっこ保育園、みらいすこやか保育園、みらいほたる保育園
※ 余裕活用型は、施設の利用定員に空きがある場合のみ利用が可能です。

【利用方法】実施園へ直接申込（注：事前登録が必要）

【保育料】別途必要

● ファミリー・サポート・センター

地域住民による会員相互の子どもの預かりサービスで、保育所等への送迎、放課後や保護者の体調不良時の一時預かりなどに利用できます。

詳しくは、守山市社会福祉協議会（すこやかセンター1階）にお問い合わせください。

【問合せ先】守山市社会福祉協議会 TEL：077-583-2923



●【参考】延長保育料（1か月あたり）※標準時間認定の例

保育所名	時間帯	保育料金
公立保育所・こども園	19時00分 まで	3,000 円
ひなぎくこども園		
はすねだこども園		
若鮎こども園		
洛和みずのさと保育園		
小規模保育所（一部除く）・事業所内保育所		
カナリヤ保育園	18時15分 まで	1,500 円
速野カナリヤこども園	18時30分 まで	2,500 円
カナリヤ第二保育園	19時00分 まで	3,000 円
もりの風こども園	18時30分 まで	2,000 円
	19時00分 まで	3,000 円
ふるたか虹のはし保育園	18時30分 まで	2,000 円
	19時00分 まで	3,000 円
	19時30分 まで	5,000 円
	20時00分 まで	7,000 円
滋賀短期大学附属すみれ保育園	18時15分 まで	1,500 円
	18時30分 まで	2,500 円
	19時00分 まで	3,000 円
認可保育園守山こども芸術大学	18時15分 まで	1,500 円
	18時30分 まで	2,500 円
	19時00分 まで	3,000 円
さくらっこ守山小規模保育園	18時30分 まで	2,000 円
	19時00分 まで	3,000 円
もりやまナーサリー	7時00分 から 7時30分 まで	3,000 円
	18時30分 から 19時00分 まで	3,000 円
近江さくら保育園	18時30分 まで	2,000 円
	19時00分 まで	3,000 円
守山ひよっこ保育園	19時00分 まで	3,000 円

※ 時間帯・保育料金は変更となる場合があります。

また、1回あたりの延長保育料や、短時間認定の場合の延長保育料については、各園紹介ページをご覧ください。



働いている方も
3歳児からの就園先に
幼稚園・こども園短時部
を検討してみませんか？

働きながらも通園できる
場合があるんだ！

預かり保育（延長保育）を
利用すれば働きながらも
通園できる場合あり※



夏休みなどの長期休暇中も
預かり保育を利用できる！※

公立園のご案内

預かり保育の拡充・給食の提供を行っています！

幼稚園・こども園短時部の 月・火・木・金曜日：8時30分～14時
保育時間 水曜日：8時30分～11時30分

上記の保育時間に加えて、
公立幼稚園5園（守山幼稚園を除く）は16時30分まで
預かり保育を行っています！

☆無償化の認定があれば預かり保育料の負担がありません☆



施設等利用給付
の認定手続き



※詳細は下記までお問い合わせください。

守山市こども家庭部保育幼稚園課
TEL 077-582-1129

☆次ページもご覧ください。

私立園のご案内

はすねだこども園

はすねだこども園

通常保育時間 月・火・木・金曜日：午前8時30分～14時

預かり保育時間 月・火・木・金曜日：午後14時～16時

通常保育時間

水曜日：午前8時30分～11時30分

預かり保育時間

水曜日：午前11時30分～16時

長期休業時保育時間

：午前8時30分～16時

預かり保育料金

：園に直接お問い合わせください。

給食の有無

：あり



はすねだ
こども園

もりの風こども園

通常保育時間 月・火・木・金曜日：8時30分～14時

水曜日：8時30分～11時30分

預かり保育時間

：【早朝】7時30分～8時30分

【延長保育】保育終了～18時

長期休業時保育時間

：8時30分～18時

預かり保育料金

：園に直接お問い合わせください。

給食の有無

：あり



もりの風
こども園

若鮎こども園

通常保育時間 9時～16時

預かり保育時間 7時～9時、16時～19時

長期休業時保育時間 9時～16時 ※最大7時～19時まで

預かり保育料金 園に直接お問い合わせください。

給食の有無 あり



若鮎
こども園

ひなぎくこども園

通常保育時間 8時30分～14時

預かり保育時間 14時～16時

長期休業時保育時間 8時30分～16時

預かり保育料金 園に直接お問い合わせください。

給食の有無 あり



ひなぎく
こども園

速野カナリヤこども園

通常保育時間 月・火・木・金曜日：8時30分～14時

水曜日：8時30分～13時

給食の有無

：月曜日から金曜日まであり



速野カナリヤ
こども園

☆無償化の認定があれば預かり保育料を軽減できます！☆

詳細は13ページのQRコードをご覧ください。

3. 入所手続きについて

(1) 4月入所の入所選考日程および受付場所等

● 日程等

	受付期間	受付場所	受付時間	決定時期
第1回	令和8年10月13日(火) ～10月23日(金)	守山市役所 保育幼稚園課	午前9時00分～ 午後4時45分	令和8年12月下旬
	令和8年10月18日(日)	守山市役所 防災会議室	午前10時00分～ 午後2時00分	
第2回	令和8年12月7日(月) ～12月28日(月)	守山市役所 保育幼稚園課	午前9時00分～ 午後4時45分	令和9年2月上旬
第3回	令和9年1月18日(月) ～2月5日(金)			令和9年3月上旬

● 注意事項

- ・ 令和8年10月18日(日)以外は、上記期間の平日のみ受付を行います。
- ・ 保育を必要とする事由を証明する書類・申請後の希望園の変更は、各受付期間中のみとなります。受付期間後の変更は、次回の調整から反映します。
- ・ 保育所・こども園(長時部)と幼稚園・こども園(短時部)を同時に申し込むことはできません。幼稚園等の在園児が保育所等の4月入所を申し込む場合は、申し込み前に退園届を提出してください。
- ・ 施設の定員に余裕がない場合や保育士の確保ができていない場合に、選考基準による優先区分によっては決定保留となり、入所選考が次回以降となる場合があります。

(2) 受付方法

● **原則** ⇒ 窓口またはオンライン申請での受付

- ※ 保護者以外が申込みに来られる場合は、別途委任状が必要になります。
- ※ マイナンバーカードをお持ちの場合、マイナポータルからオンライン申請を行うことも可能です(市ホームページをご参照ください)。ただし、特別な支援(発達支援保育、医療的ケア等)を必要とする児童の申込は、詳細な聞き取りをさせていただくため、窓口にてお申し込みください。

● **遠方からの転入予定での申込等やむを得ない場合** ⇒ 郵送またはオンライン申請での受付

必ず事前に保育幼稚園課(077-582-1129)までご連絡ください。

→ 郵送方法: 簡易書留(上記の各受付期間終了日の消印分まで有効)

● **受付期間中に海外におられる等** ⇒ 個別相談

特段の事情があり窓口での申込みができない場合は、保育幼稚園課まで事前に(申込期間含)電話等にてご相談ください。

(3) 申込みに必要な書類

- 基本必要書類 ※ 教育・保育給付認定申請と入所申込みは同時に行っていただきます。

- ・保育所等入所申込書（兼教育・保育給付認定申請書） **市様式** ・家庭状況届出書 **市様式**
- ・保育所等入所申込書【別紙】 **市様式** [希望保育所等が21 か所以上ある場合／4月入所のみ対象]
- ・マイナンバー確認書類 [提示のみ] ・本人確認書類 [提示のみ] ※詳細は次ページ参照
- ・保育を必要とする事由を証明する書類

保育を必要とする事由	必要書類
就労の場合	就労証明書 市様式 （市 HP に掲載）発行3ヵ月以内のもの ・必ず就労先に発行してもらってください（保護者自身で記載・修正されたものは無効となります）
自営業事業主の場合	就労証明書 市様式 （市 HP に掲載）発行3ヵ月以内のもの ・保護者自身が事業主の場合に限り、自身で発行してください。その他下記の追加必要書類を添付してください。
妊娠・出産の場合	母子健康手帳のコピー（母の名前と予定日または出生日がわかる部分）
病気の場合	診断書の原本（病名・病気の程度および保育できないことが明記されたもの）
障害の場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
介護・看護の場合 （同居親族に限る）	・介護等を要する方の診断書の原本 （病名・病気の程度や回復までの期間が明記されたもの） ・介護保険証・障害者手帳等のコピー（お持ちの場合） ・介護／看護状況申立書 市様式 （市 HP に掲載）
災害復旧の場合	罹災（被災）証明書
求職活動の場合	求職活動に関する申告書 市様式 （市 HP に掲載）
就学の場合	在学証明書等（期間・受講時間がわかるもの）

- 個別の事情による追加必要書類

個別の事情	必要書類
就労により市外保育所・一時保育・認可外保育施設等を常時利用している場合	保育施設等利用証明書 市様式 （任意様式の場合は、日数・時間が明記されたもの）（市 HP に掲載）
転入の予定で申し込む場合	・転入に関する誓約書 市様式 （市 HP に掲載） ・建物の売買契約書のコピー等 （入所月までに転入することがわかるもの）
親族世帯等と同居予定で転入される場合	同居予定申立書 市様式 （市 HP に掲載）
保護者が申込にお越しいただけない場合	委任状 市様式 （市 HP に掲載）
保護者が個人事業主の場合	・事業サイクル確認表 市様式 （市 HP に掲載） ・所得税の確定申告書（申告済みのもの） ・開業届（事業開始後間もない場合に限る） ※上記の他、事業の概要に係る資料（収支状況や事業モデル、事業に伴う拘束時間等、 <u>保育の必要性が確認できるもの</u> ）

● 注意事項

- ・保育を必要とする事由を証明する書類は、保護者1人につき1枚必要です。
- ・兄弟姉妹の同時申込等、児童が複数いる場合、保育所等入所申込書（兼教育・保育給付認定申請書）および家庭状況届出書は児童1人につき1枚必要です。
- ・個人事業主の方で、売上金額が極端に低い場合、開業届が未届けの場合、確定申告が未申告の場合等、保育の必要性の観点から説明を求める場合があります。
- ・ダブルワーク等、複数の勤務先がある場合はそれぞれの就労証明書をご提出いただくとともに、事業サイクル確認表（市様式）にてそれぞれの勤務先の就労時間をご記載ください。
- ・必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。
- ・申込書、教育・保育給付認定申請書、各種証明書等の記載内容に虚偽があった場合は、退所となる場合があります。また、10万円以下の過料を科す場合があります。

（４）マイナンバーの記入と本人確認について

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正等により、申込みの際、申込書にマイナンバーを記入いただき、本人確認（番号確認および本人確認）をさせていただきます。

● マイナンバー

【記入の対象者】

保護者、入所を希望される児童

※ マイナンバーは、保育料等の算定・徴収や教育・保育給付認定にかかる事務において利用します。

【確認書類】 ※以下のいずれか

- ・マイナンバーカード
- ・通知カード
- ・マイナンバー付きの住民票または住民票記載事項証明書

● 本人確認

【本人確認の対象者】

申込者となる保護者の方（または代理人の方）

【確認書類】 ※以下のいずれか

- （ア） マイナンバーカード
- （イ） 次の書類から1つ

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書、
その他〔顔写真付きで官公署または法人（勤務先等）から発行された身分証明書等〕

- （ウ） （ア） または（イ） がない場合は、次の書類から2つ

資格確認証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、年金手帳、
その他〔官公署または法人（勤務先等）から発行された身分証明書等〕

4. 認定および入所選考について

(1) 認定

提出された教育・保育給付認定申請書・就労証明書等をもとに2号認定・3号認定の認定を行います。同時に、保護者の就労時間等により「保育標準時間」または「保育短時間」の区分も行い、認定証を交付します。

● 注意事項

- 認定証は、保育の必要性を認定したもので、保育所等の入所が決まったものではありません。
- 認定証は、入所調整等に必要なものになりますので、大切に保管してください。

(2) 入所選考

入所の選考については、「守山市保育所入所審査基準表」に基づき、優先区分を点数で判断し、保育の必要性の度合いが高い児童から順に入所の決定を行います。

● 具体的な選考方法（基本編）

ポイント 1

希望順位に関わらず、入所審査基準により算定された点数の高い方から、順に入所の決定を行います。

空き枠	 a園 残り 0 枠	 b園 残り 1 枠	
点数順位	調整対象者	第 1 希望園	第 2 希望園
1 番	Aさん	a園	b園
2 番	Bさん	b園	a園
			選考結果
			b園決定
			(待機)

● 具体的な選考方法（きょうだい編）

ポイント 2

入所申込書における「兄弟姉妹の同時申込」の項目について“☐ 全員が同時に同じ施設に入所できる場合のみ入所を希望する”にチェックを入れた場合は、きょうだい両方のクラスに空きがある状況で入所決定となり、片方でも空きがない場合は、きょうだい両方が待機となります。

申込状況	☒ 全員が同時に同じ施設に入所できる場合のみ入所を希望する			
空き枠	 a園	1 歳児クラス 残り 1 枠	 b園	1 歳児クラス 残り 0 枠
		3 歳児クラス 残り 0 枠		3 歳児クラス 残り 1 枠
1 歳児	点数順位	調整対象者	第 1 希望園	第 2 希望園
	1 番	Aさん弟	a園	b園
	2 番	Bさん	a園	
3 歳児	1 歳児	調整対象者	第 1 希望園	第 2 希望園
	1 番	Aさん兄	a園	b園
	2 番	Cさん	b園	
				選考結果
				(待機)
				a園決定
				(待機)
				b園決定

ポイント
3

入所申込書における「兄弟姉妹の同時申込」の項目について“☐ 全員が同時に入所できれば別々の施設でも入所を希望する”にチェックを入れた場合でも、まずは、きょうだいで同じ園に通園できるよう調整します。

申込状況

☒ 全員が同時に入所できれば別々の施設でも入所を希望する

～空き枠が十分にあるケース～

空き枠		1 歳児クラス 残り 1 枠 3 歳児クラス 残り 1 枠		1 歳児クラス 残り 1 枠 3 歳児クラス 残り 1 枠
点数順位	調整対象者	第 1 希望園	第 2 希望園	選考結果
1 歳児	1 番 Aさん弟	a園	b園	a園決定
3 歳児	1 番 Aさん兄	a園	b園	a園決定

～空き枠に限りがあるケース①～

空き枠		1 歳児クラス 残り 0 枠 3 歳児クラス 残り 1 枠		1 歳児クラス 残り 1 枠 3 歳児クラス 残り 1 枠
点数順位	調整対象者	第 1 希望園	第 2 希望園	選考結果
1 歳児	1 番 Aさん弟	a園	b園	b園決定
3 歳児	1 番 Aさん兄	a園	b園	b園決定

～空き枠に限りがあるケース②～

空き枠		1 歳児クラス 残り 0 枠 3 歳児クラス 残り 1 枠		1 歳児クラス 残り 1 枠 3 歳児クラス 残り 0 枠
点数順位	調整対象者	第 1 希望園	第 2 希望園	選考結果
1 歳児	1 番 Aさん弟	a園	b園	b園決定
3 歳児	1 番 Aさん兄	a園	b園	a園決定

～空き枠に限りがあるケース③～

空き枠		1 歳児クラス 残り 0 枠 3 歳児クラス 残り 1 枠		1 歳児クラス 残り 0 枠 3 歳児クラス 残り 0 枠
点数順位	調整対象者	第 1 希望園	第 2 希望園	選考結果
1 歳児	1 番 Aさん弟	a園	b園	(待機)
3 歳児	1 番 Aさん兄	a園	b園	(待機)

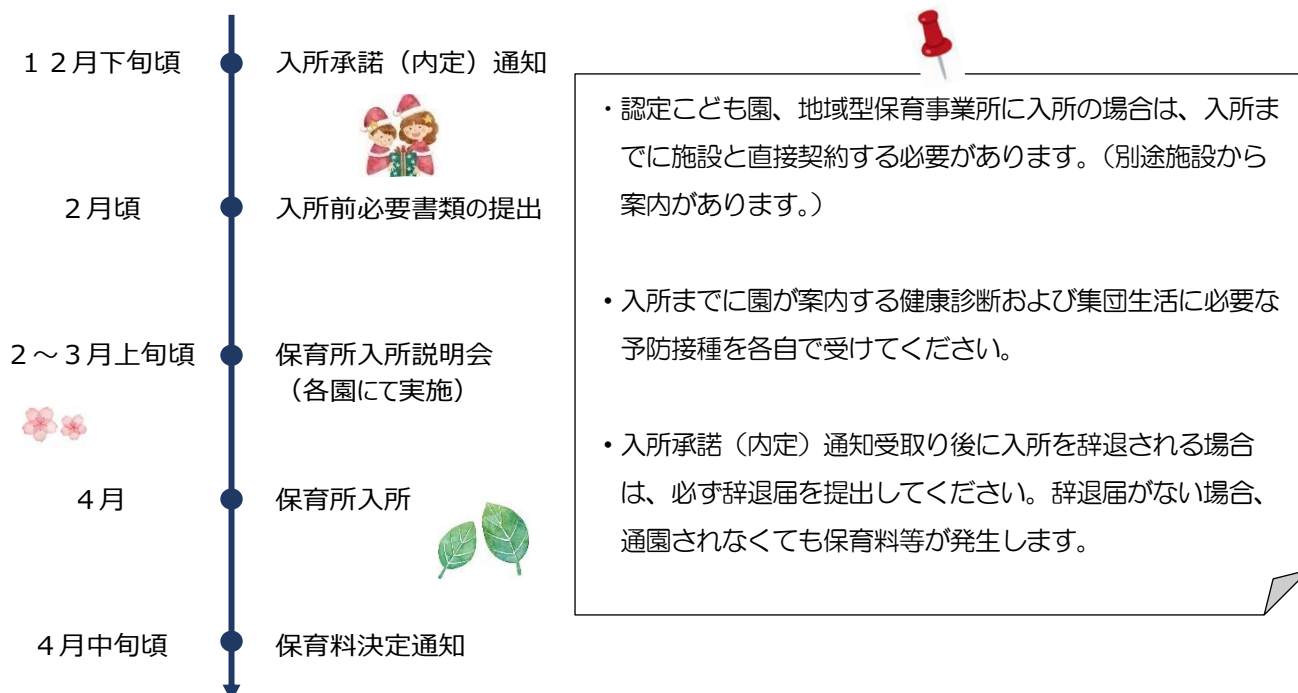
※「～空き枠に限りがあるケース③～」のような状況において、兄だけでも入所を希望する場合は、

“☐ 一人だけでも入所を希望し、他の児童は待機する”にチェックを入れてください。

● 注意事項

- ・保育の必要性の度合いが高い場合でも、申込み多数の場合や園の入所に余裕がない場合については、希望された保育所に入所できないことがあります。
- ・4月入所に限り、保育所等入所申込書に記載された第4希望以降の園の調整も行います。ただし、記載されていない場合は、入所選考できません。
- ・兄弟姉妹同時申込の結果、1人だけ入所決定した場合でも要件を満たす必要があります（例：育児休業明けの就労を理由とした申込の場合、他の児童が待機であっても職場復帰しなければなりません）

(3) 入所選考後の流れ (4月入所の場合 ※各日程は予定)



(4) 入所後の認定について

保育を必要とする事由等に変更があった場合は都度、保育幼稚園課に届出が必要です。

● 届出が必要なケース

以下のように、認定の内容に関する変更があった場合

- ・保育を必要とする事由が変わった場合
- ・就労時間が変わり保育標準時間と保育短時間での異動が生じた場合 等

● 必要書類

- ・「教育・保育給付認定変更申請書」
- ・変更内容を証明する書類（就労証明書等）

※就労状況に疑義がある場合は、出退勤状況のわかるもののご提出をお願いすることがあります。

● 提出期限

変更が生じる月の前月末日（末日が土日祝日の場合は直前の開庁日）まで

● 変更適用日

変更申請書等の提出日の翌月から

(5) その他入所決定に係る留意事項

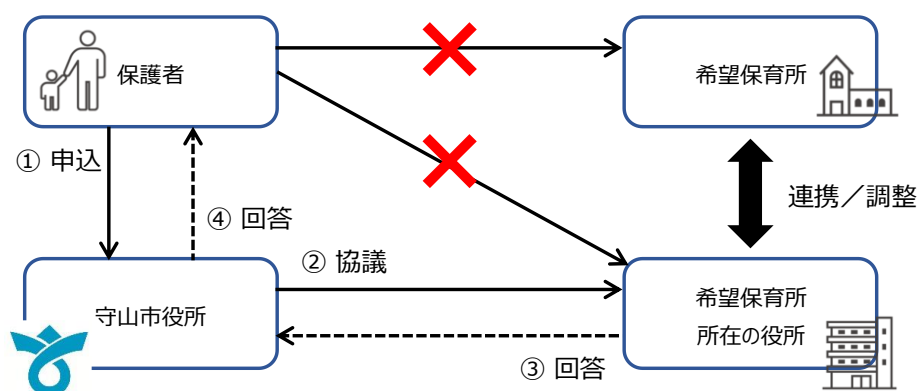
- ・保護者の育児休業明けで入所を希望される場合、入所開始月は育児休業明けの月からとなります。
- ※入所次第、育児休業を短縮される場合は、入所決定月中に職場復帰をしていただく必要があります。
- ・転入の予定で申し込む場合（親族の世帯等と同居する予定で転入される場合を含む）は、入所月前月末日までに転入されないと、入所決定を取り消します。

5. 広域入所について

● 広域入所とは

広域入所とは、守山市に住所がありながら他の市町に存在する保育所へ入所することです。守山市と保育所のある市町とが協議を行い、入所を検討します。広域入所をするためには、その市町で就労しているなど、各市町が定める入所理由が必要となります。

● 広域入所申込の流れ



● 注意事項

- 申込受付期日が各市町で異なりますので、申込時期によっては、ご希望の月からの入所ができない場合があります。
- 広域入所の入所期間は当該年度の4～3月の間で最長1年です。そのため、次年度も引き続き入所を希望される場合には、所定の受付時期に改めて申し込んでください。（次年度も引き続き申し込みをしたとしても入所出来ないこともありますので、出来る限り守山市内の保育所を選択して下さい。）
- 広域入所を申し込まれた場合の決定時期は、保育所のある市町の承諾書（不承諾書）の送付後になるため、市内保育所よりも決定が遅くなりますので、ご了承ください。

6. 年度途中の入所について

● 申込受付期間

入所を希望される月の3ヶ月前から2ヶ月前の末日まで

※ 末日が土曜・日曜・祝日の場合は、その前日まで

● 受付方法

市役所保育幼稚園課窓口またはオンライン申請（※マイナンバーカードが必要です）

● 必要書類 ※4月入所と同様です。詳しくは 16 ページをご参照ください。

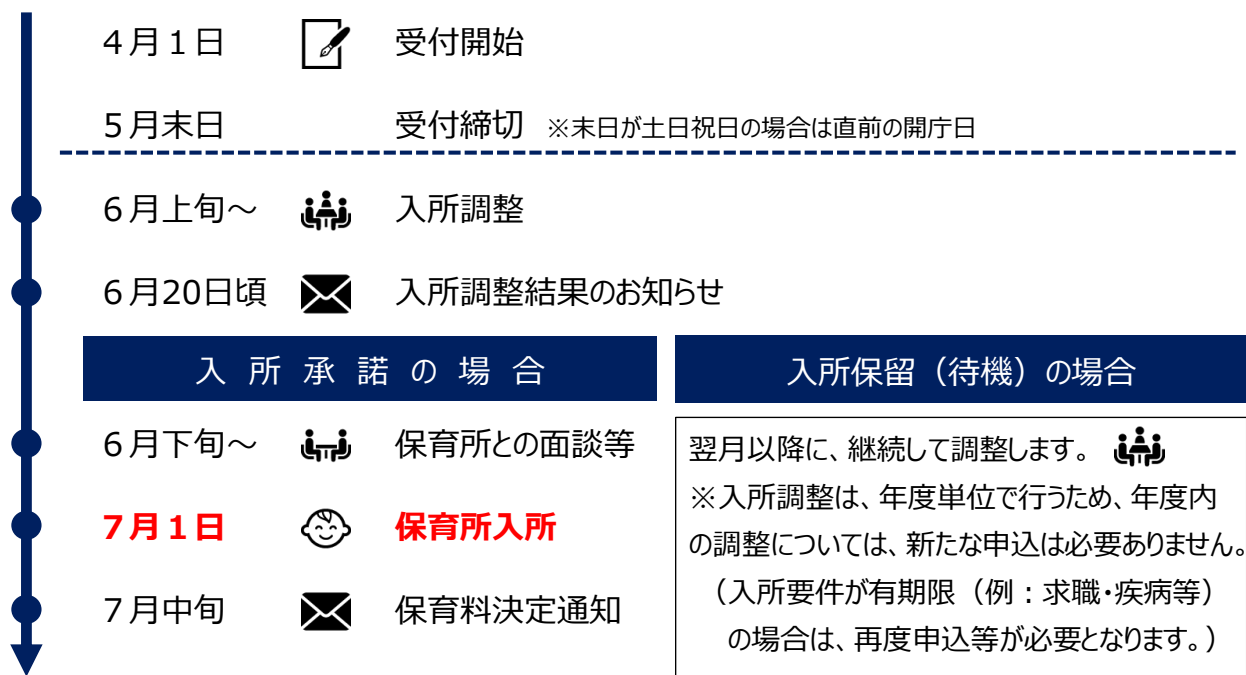
- ・保育所等入所申込書（兼教育・保育給付認定申請書）
- ・必要添付書類

● 注意事項

- ・希望される保育所の都合（施設の定員・児童の数に基づく保育士の人員等）により、入所できないことがあります。
- ・入所については月の初日となります。
- ・入所申込ができる児童は、申込時点で守山市に住民登録がある児童です。
- ・入所月の前月末日までに転入し、住民登録をする予定である児童は、申込時に転入することが分かる書類を添付の上、転入予定で申込みができます。入所月の前月末日までに転入されないときは承諾を取り消します。

● 途中入所の流れ（7月入所の場合の例）

（例）7月入所の場合



7. 保育料・給食費について

(1) 保育料

● 0～2歳児

原則、父母の市（町村）民税額により決定します。ただし、祖父母等が主に生計を維持していると判断できる場合は、その方の課税状況も含めて算定される場合があります。ひとり親世帯等であっても、課税状況によって保育料の負担があります。保育料は、日々の良好な保育を実施するため、保育にかかる費用の一部を保護者の方に負担いただくものです。納付が滞ることが無いよう、ご注意ください。

【4月～8月までの保育料】令和8年度市（町村）民税額（令和7年所得分）に基づき決定

【9月～翌年3月までの保育料】令和9年度市（町村）民税額（令和8年所得分）に基づき決定

※ 市民税非課税世帯については、0円となります。

※ 詳しくは、27 ページの「守山市保育料徴収基準表」をご参照ください。

● 3～5歳児

全ての子どもについて0円となります。

(2) 給食費

給食費（主食費・副食費）については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であり、これまでから保護者が負担する制度となっています。納付が滞ることが無いよう、ご注意ください。

● 0～2歳児

給食費は、保育料に含めて保護者の方に負担していただきます。

おやつ代も同様に保育料に含まれます。

● 3～5歳児

利用施設が設定した金額を施設に直接お支払いください。

	主食費	副食費	支払先
公立園 （※吉身保育園除く）	1,000 円	4,500 円	守山市
・私立園 ・吉身保育園	（各園紹介ページ参照）	（各園紹介ページ参照）	各施設

● 副食費の免除について

次に該当する場合は、副食費が免除となります。

- ・年収 360 万円未満相当世帯の子ども
- ・第 3 子以降の子ども（在園している最年長の子どもを第 1 子と数え、3 番目以降の子ども）

※ 免除対象者には、市から別途通知を送付します。

※ 主食費は免除にはならないのでご注意ください。

(3) 納入方法

● 保育料（公立保育所・公立こども園・私立保育所）

【納付方法】

各ご家庭の取引銀行（下記の取扱金融機関に限る）の口座から自動振替

【口座振替日】

毎月 27 日が当月分保育料の口座振替日（27 日が休日の場合は、翌営業日）

※ 前日までに預金口座に入金をお願いします。

口座振替取扱金融機関		
滋賀銀行	関西みらい銀行	レーク滋賀農業協同組合
滋賀中央信用金庫	滋賀県信用組合	京都信用金庫
近畿労働金庫	三菱UFJ銀行	京都銀行
ゆうちょ銀行		

● 保育料（上記以外の施設）

私立こども園・小規模保育所・家庭的保育室・事業所内保育所に入所される方は、施設に直接納付していただきます。支払方法や支払時期等については、各施設へお問い合わせください。

● 副食費

副食費の納入については、各園によって方法が異なりますので、各園にご確認ください。

8. 転園について

年度の途中で入所する保育所を変更したい場合は、「保育所等変更届」を変更希望される月の前々月末までに提出してください。ただし、転居や就労先の変更、きょうだいで同一の保育所希望などのやむをえない場合に限ります。また、そのような場合でも必ず転園できるものではありません。

9. 退所について

退所については月の末日となります。退所される場合は、退所届を各保育所に提出してください。退所届を提出されるまでは籍があるものとみなし、月の初日に籍がある場合は保育料等を徴収します。

10. 相談窓口について

お子さんについて気になることがありましたら、

お近くの保育所、こども園または守山市役所保育幼稚園課（TEL 582-1129）

子育て応援室（TEL 582-1159）

母子保健課（TEL 583-0898）へご相談ください。

11. よくあるご質問

Q クラス年齢はどのように決まりますか？

A 令和9年4月1日現在の年齢で判断します。例えば、令和8年5月生まれのお子さんは、令和9年4月1日現在で0歳なので、0歳児クラスとなります。

Q 令和8年度の保育所入所申込をしており、入所保留となっています。令和9年度も申込が必要ですか？

A 保育所入所申込は年度単位で受け付けておりますので、引き続き入所を希望される場合は、改めて令和9年度申込をお願いします。

Q 保育所等入所決定は先着順ですか？

A 先着順ではありません。入所審査基準に基づいて、入所選考の期間内に申込をしている方の中で、より保育の必要性が高い方から優先的に入所を決定します。

Q 転入予定で申し込む場合は、どうしたらよいですか？

A 必要書類に「転入に関する誓約書」（または、「同居予定申立書」）、「転入することがわかる書類（※）」を添付の上、お申し込みいただきます。なお、転入予定でお申し込みの場合は、必ず入所月の前月末日までに転入いただく必要があります。

※【書類の例】

- ・戸建て購入の場合：建物の売買契約書または工事請負契約書の写し
- ・集合住宅購入の場合：売買契約書の写し
- ・賃貸の場合：賃貸借契約書の写し

Q 父・母のいずれかが単身赴任等で別居している場合、就労証明書等は2人とも必要ですか？

A 親子関係がある父・母双方の“保育を必要とする事由”を確認させていただきますので、必ず2人とも書類が必要です。

Q 保育所見学は保育所等入所申込にあたって必須ですか？

A 必ずしも見学に行ってください必要はありませんが、入所後の認識相違を避けるため、事前見学をおすすめします。保育所見学を希望される方は、各施設へお問い合わせいただき、直接お申込みください。

Q 守山市のホームページに入所における空き状況が公開されていますが、空き状況が「×」になっている園を希望することはできますか？

A 希望できます。急遽、退園や入所決定辞退があったり、園の体制が整う場合がありますので、希望していただくことができます。

Q 連携園って何ですか？

A 地域型保育所が連携する保育園・こども園のことを指します。施設を利用する子どもが連携園において、集団活動の体験をしたり、各施設が互いに相談・助言を行ったりするために設定するものです。本市においては、地域型保育所から連携園への進級を確約する取り扱いはしておりません。

Q 申込状況が変わりました。どうすればいいですか？（勤務時間が変わった・就職が決まった・妊娠した 等）

A 変更内容を証明する書類（就労証明書・母子健康手帳のコピー等）を速やかに保育幼稚園課に提出ください。

Q 提出済みの申込書に記載した希望保育所を変更したい場合、どうすればいいですか？

A 保育幼稚園課までご連絡をお願いします（窓口または電話）。ただし、期限がありますのでご注意ください。

Q 入所後の慣らし保育は、どれくらいの期間設けられますか？

A 慣らし保育の期間や取り扱いは、各施設により様々です。お手数ですが、各施設にお問い合わせください。

Q 保育所入所が決定次第、育児休業から復帰する場合は、いつまでに復帰すればいいですか？

A 入所決定月中に復帰をしていただく必要があります。（例）4月入所の場合：4月中に復帰

Q 保育料の納入方法は、口座振替のみですか？

A 公立園・私立保育園については納付書払い、または一部のスマホアプリ決済サービスに対応しております。詳しくは、市のホームページをご確認いただくか、保育幼稚園課までお問い合わせください。（上記施設以外の場合は直接対象施設にお問い合わせください。）

～企業主導型保育施設のご紹介～

✓ 企業主導型保育施設とは？

企業が働く従業員のために設置をしている保育施設のことです。
従業員の多様な働き方に合わせて柔軟に子どもを預けることができます。

✓ 保育環境は？

子ども一人に対して必要な職員の人数を定めた「配置基準」は、認可保育所と同等の基準となっております。
また、子ども一人あたりの「面積基準」も認可保育所と同等です。

✓ 社員の人がだけ利用できるの？

企業主導型保育施設には、「地域枠」を設けている施設もあり、社員でなくても地域の方が利用できる施設もあります。

ポイント①



入園結果がすぐわかる！

企業主導型保育施設への入園手続きは、その施設に直接申し込むことになります。時間をかけて選考を行う認可保育所と比べ、スムーズに入園可否の結果を知ることができます。

ポイント②



パートタイマーでも利用可能！

認可保育所の選考では、フルタイムで勤務される方が優先されます。
企業主導型保育施設の場合は、施設定員に空きがあれば、パートタイム勤務の方も対象となる可能性があります。

ポイント③



保育料に上限あり！

企業主導型保育施設は、「保育の無償化」の対象となっています。
無償化の対象外の方でも、認可保育施設と比較して、保育料が安くなることもあります。

ポイント④



病児保育や一時預かりを行っている施設も！

企業主導型保育施設の中には、「病児保育事業」や「一時預かり事業」を行っている施設もあります。これらは、多くの場合、通常保育のお子様以外も利用が可能です。

ポイント⑤



日曜・祝日の保育を行っている施設も！

企業主導型保育施設は、「多様な働き方に応じた保育の提供」を目的に作られた制度です。日曜日や祝日に利用できる施設もあり、働くスタイルに合った選択をすることも可能です。

● 守山市内には、企業主導型保育施設が 6 園あります。

※各施設のサービスや保育内容の詳細、および申込みは、各施設に直接お問い合わせをお願いします。

施設名	受入年齢	開所時間	所在地	電話番号
オリーブ守山保育園	0～5歳児	7:00～19:00	守山六丁目8-15-1	077-514-1539
守山コドモの森	0～5歳児	8:00～19:00	播磨田町3001	077-598-5075
コープもりのこ保育園	0～2歳児	7:00～22:00	勝部三丁目14番27号	077-514-2525
保育所すいれん	0～2歳児	7:00～19:00	川田町1543-1	077-584-4609
なないろ保育ルーム 守山	0～2歳児	8:00～19:00	吉身一丁目3-13 2F	077-582-7766
ゆいの里保育園 tetote	0～5歳児	8:00～19:00	笠原町1370	077-585-5199

※守山市以外の他市町にも企業主導型保育施設があります。詳しくは、「企業主導型保育事業」のホームページをご覧ください。